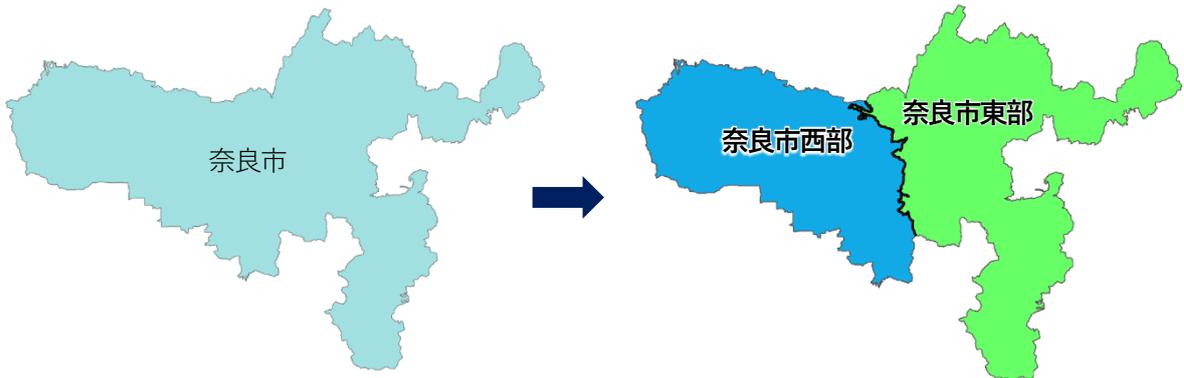


日付	令和6年12月26日(木)
担当課	危機管理課
電話番号	0742-34-4930 (内線 2260)

実態に近い警報・注意報の発表のために
気象警報等発表区域（二次細分区域）を細分化します。



※気象庁「市町村等（気象警報等）GIS データ」をもとに奈良市作成

二次細分区域の名称	
現行	変更後
奈良市	奈良市西部、奈良市東部

1. 概要

奈良市は、東西に長い広大な市域を有しており、市街地・平地や丘陵部が中心の「西部」と山間部が中心の「東部」の2つのエリアに大別されますが、従来、気象警報等の発表は、奈良市全域が対象となっているため、地域によっては実際の気象状況と大きく異なる場合が発生しやすくなっています。

実際の気象状況と異なる警報等の発表が続くことで、気象情報等に基づく避難情報を市から発信しても、避難行動に繋がらなくなるおそれがあるほか、警報に伴う学校園の臨時休業やイベントの中止などによる市民生活にも影響が及んでおり、市民の皆様から警報等の発表エリアを細分化してほしいとの声をいただいております。

また、奈良市の防災体制は、警報だけでなく、キックルや河川水位等の情報も用いて判断していますが、警報発表中には、市全域に対する警戒を緩めることが難しく、効率的な人員配置や柔軟な対応が難しい面がありました。

こうしたことから、令和2年度に奈良地方気象台へ、令和3年度に気象庁へ要望書を提出し、調整を続けておりましたが、このたび、二次細分区域が、「奈良市」から「奈良市西部・奈良市東部」に変更されることが決定されました。

2. 二次細分区域の変更実施日時（予定）

二次細分区域の変更を実施する日時は、次の通り予定されています。

令和7年3月13日（木）午後1時00分

（予備日：令和7年3月18日（火）午後1時00分）

<当日に気象警報等が発表された場合>

奈良県に発表された気象警報等及び土砂災害警戒情報が変更実施時刻をまたぐ場合は、一旦、解除し、変更実施時刻以降に、変更に対応した形で改めて発表されます。

この際、「解除」電文に実際には解除でない旨が記述されます。

なお、特別警報の発表が予想されるような状況となった場合、変更実施は延期されます。

3. 対象となる気象警報等

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着水、着雪
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報

※なお、地震情報については、これまでどおり奈良市全域での運用となります。

4. 西部・東部に含まれる各町名

奈良市東部	奈良県奈良市のうち東部出張所（中ノ川町にあっては、他の出張所及びセンターの所管区域に属しない区域を含む。）、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター管内
奈良市西部	奈良県奈良市のうち奈良市東部の区域を除く区域

※具体的な町名については、別添資料①をご確認ください。

※東部・西部の境界線の位置については、別添資料②をご確認ください。

5. 東西境界線について

奈良市を西部・東部に分割する境界線を検討するにあたっては、次の点を考慮しました。なお、(1)～(4)の順に優先順位としているわけではなく、総合的に勘案しています。

(1) 地形特性

奈良市の旧市街地の東側に存在する奈良盆地東縁断層帯を境として、東部が山間部、西部が低地及び丘陵地等の市街地部となっています。

この地形特性の違いから、主な災害リスクも、東部は土砂災害、西部は洪水・浸水害と異なっています。

(2) 1つの町名を分断しない

原則として、町名を分断しないという気象庁の方針が示されたこと、また、気象警報等が発表され、奈良市から避難に関する情報を伝達する場合、最小単位を原則として町名とするため、境界線は町界を基準としています。

(3) 消防局及び消防団の管轄エリア

災害が発生した場合に人命救助の最前線に対応する消防局及び消防団の管轄エリアを加味することで、奈良市の災害対応の効率的な実施を目指します。

(4) 自治連合会や学校区等の境界

分割後の誤認や戸惑いを可能な限り小さくするために、住民にとって、生活圏の基盤として考えやすい自治連合会や学校区等の境界を考慮しています。

特に学校区については、警報発表時の学校の臨時休業等に伴い、子どもと保護者に影響が及びやすいものとして考慮しています。

6. 住民への伝達方法について

(1) 防災スピーカー

- ・警報が発表される対象区域に設置されている防災スピーカーのみ吹鳴します。
- ・放送内容は、現在のものから変更ありません。

「こちらはぼうさいならしです。当地域に〇〇警報が出ました。

今後の気象情報に注意してください。」

なお、本内容については、防災スピーカー確認ダイヤルからも確認可能です。

(2) 防災情報メール

- ・ 警報等の発表が、奈良市東部、奈良市西部いずれかのみであった場合でも、登録しているメールアドレスに一斉に送信されます。
- ・ 警報等の対象となる区域は、メール文で読み取ることができるように、配信内容が変更されます。

(変更前) 奈良市

(変更後) 奈良市東部、奈良市西部

(3) 緊急速報メール（エリアメール）

- ・ 配信される情報自体が、気象警報等ではないため、分割の影響を受けません。
- ・ 避難指示等の発令時には、従来通り対象地域に配信されます。

7. 学校園の対応について

(1) 市立小学校・中学校

- ・ 臨時休業の基本的なルールは、従来通り変更ありません。
学校所在地の気象警報に基づいて、臨時休業の判断を行います。
- ・ 学校の所在地と居住地が、東西異なる区域の場合は、次のように対応します。

学校の所在地に警報	学校は臨時休業
居住地に警報	登下校の安全を考慮し、登校不可とする。 この場合、欠席扱いとしない。

※一条高校につきましては、県立高校に準じて対応します。

(2) バンビーホーム

- ・ 基本的なルールは、従来通り変更ありません。
学校と同様に警報対象を東西で分けて警報発表時の対応を行います。

(3) 市立幼稚園・こども園・保育所

- ・ 臨時休業の基本的なルールは、従来通り変更ありません。
園の所在地の気象警報に基づいて、臨時休業の判断を行います。
- ・ 園の所在地と居住地が、東西異なる区域の場合は、次のように対応します。

園の所在地に警報	園は臨時休業
居住地に警報	保護者様の判断により登園時間を変更いただいたり、欠席いただくことも可能。